災害時の歯科医療救護活動に関する協定書
【東北新潟歯科用品商協同組合青森県支部】

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、一般社団法人青森県歯科医師会(以下「甲」という。)と東北新潟歯科用品商協同組合青森県支部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第１条　この協定は、甲が青森県との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

２　乙は組合員に対し第１項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(歯科用材料等の備蓄)

第２条　乙は、平常時より甲の要請に基づき歯科用材料器材等を甲が指定する場所に備蓄、保管する。

２　備蓄品の管理については、乙が責任をもって行う。

(歯科医療救護活動への協力)

第３条　甲は、青森県との「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医療救護班が携行する歯科用材料器材の準備にあたり協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに必要な歯科用材料器材を、甲が指定した災害現場等の救護所、避難所等に配送する。

(災害救援物資の輸送等)

第４条　乙は、災害救援物資のうち歯科医療救護に必要とされる物資について搬送、通信の確保及びその他歯科医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

２　市町村長および歯科医療救護施設等の管理者又は一般社団法人青森県歯科医師会災害対策本部本部長がその供給について必要な措置を講ずる。

(有効期間)

第５条　この協定は、令和２年１２月１９日から、効力を有する。

２　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌月から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１２月１９日

青森市青柳一丁目３番１１号
一般社団法人　青森県歯科医師会
会　　長　　山　口　勝　弘

青森市大野字山下２８番３号
東北新潟歯科用品商協同組合青森県支部支部長
株式会社　新堀歯科商会
代表取締役　　和　田　　力